

W T O新ラウンド交渉立ち上げにあたっての基本的立場

2001年7月17日
(社)経済団体連合会

国際通商システムの中核であるW T Oにおける一層の多角的自由化、ルールの強化・整備は、わが国企業の国際ビジネスに資するだけでなく、世界経済の発展にとって不可欠。経団連は、提言「戦略的な通商政策の策定と実施を求める」において、W T O体制の推進をわが国通商政策の基軸とすることを主張。

□□ → 本年11月のW T O閣僚会議(於：ドーハ、カタール)における包括的な新ラウンド交渉の立ち上げがきわめて重要。

わが国産業界が求める新ラウンド交渉

ビルトインアジェンダの統合

新ラウンド交渉に統合することにより、サービス貿易の一層の自由化・ルール作り、農業貿易の自由化の促進。

鉱工業品の関税引き下げ

欧米先進国は即時に大幅な削減、発展途上国は配慮した上で漸進的な削減。

国際投資ルールの構築

発展途上国に配慮した上で、投資保護、投資関連規制の透明性、最恵国待遇及び内国民待遇の確保、市場アクセスの改善、紛争処理手続の整備等について定め、漸進的な自由化を促進。

交渉方式：基本は、交渉対象となる項目すべてについての協定を、パッケージとして、W T O全加盟国が合意するシングル・アンダーテイキング(一括受諾方式)が最も望ましい。

交渉期限：交渉開始から3年を目処に、できるだけ速やかな妥結が望まれる。
途上国への配慮：途上国が新ラウンド交渉の利益を享受できるように配慮すべき。特に、後発開発途上国を中心とした途上国に対する特別で異なる待遇の確保、協定の実施を促すための技術支援を通じたキャパシティ・ビルディングを交渉に取り込むべき。

交渉項目：わが国産業界としては、7項目が優先交渉項目であり、新ラウンド交渉のアジェンダとなることを強く希望。その他の重要項目(貿易と環境、貿易と競争政策、政府調達、貿易と労働)については、さらなる検討が必要。

アンチダンピング協定の見直し

一部の国による保護主義的な発動の濫用を防止するため、現行アンチダンピング協定を見直し、必要に応じて、改正によるルールの明確化等を行ない、規律を強化。

知的財産権の保護強化

途上国の知的財産権制度の整備を促す。また、特許制度の国際的調和を促進。

貿易円滑化の促進

貿易関連手続の負担軽減に向け、透明性や無差別等を原則とする基本ルールを構築。

電子商取引の発展促進

民間主導による世界的な電子商取引の発展を促すため、W T Oはタスクフォースを設置し、電子商取引への関税不賦課の恒久化等の分野横断的な課題について検討。